

○北海道防衛局の内部組織に関する達

北海道防衛局達第2号

- 改正 平成20年3月31日北海道防衛局達第2号
- 改正 平成21年3月31日北海道防衛局達第1号
- 改正 平成22年3月31日北海道防衛局達第1号
- 改正 平成23年3月31日北海道防衛局達第1号
- 改正 平成24年4月6日北海道防衛局達第1号
- 改正 平成25年3月21日北海道防衛局達第2号
- 改正 平成25年5月16日北海道防衛局達第3号
- 改正 平成26年3月31日北海道防衛局達第2号
- 改正 平成28年4月1日北海道防衛局達第1号
- 改正 平成29年3月31日北海道防衛局達第1号
- 改正 平成30年3月31日北海道防衛局達第1号
- 改正 令和2年3月30日北海道防衛局達第3号
- 改正 令和3年3月29日北海道防衛局達第2号
- 改正 令和4年3月31日北海道防衛局達第2号
- 改正 令和5年3月31日北海道防衛局達第1号
- 改正 令和5年8月10日北海道防衛局達第12号
- 改正 令和5年8月10日北海道防衛局達第13号
- 改正 令和6年3月29日北海道防衛局達第1号

地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成25年防衛省訓令第32号）第18条第1項及び第2項、第19条第1項、第180条、第181条第1項及び第213条第1項の規定に基づき、北海道防衛局の内部組織に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局の内部組織に関する達

目次

第1章 本局（第1条・第2条）

第2章 帯広防衛支局（第3条・第4条）

第3章 千歳防衛事務所（第5条）

附則

第1章 本局

（課長補佐等）

第1条 北海道防衛局の課及び室に置かれる課長補佐及び室長補佐の職務は、別表第1に掲げるとおりとする。

（係）

第2条 北海道防衛局の課及び室に置かれる係の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

第2章 帯広防衛支局

（課長補佐）

第3条 帯広防衛支局（以下「支局」という。）の課に置かれる課長補佐の職務は、別表第3に掲げるとおりとする。

（係）

第4条 支局の課等に置かれる係の所掌事務は、別表第4に掲げるとおりとする。

第3章 千歳防衛事務所

（係）

第5条 千歳防衛事務所に置かれる係の所掌事務は、別表第5に掲げるとおりとする。

附 則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 企画部周辺環境整備課再編交付金係は、次の事務をつかさどる。
 - (1) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第6条の規定による再編交付金の交付に関すること（課長の指定する事項に限る。）。
 - (2) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第9条第2項の規定による特

定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること（課長の指定する事項に限る。）。

(3) 第1号の交付に係る再編関連特定周辺市町村に対する国の普通財産の譲渡等のあつせんその他援助に関すること（課長の指定する事項に限る。）。

附 則（平成20年3月31日北海道防衛局達第2号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日北海道防衛局達第1号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日北海道防衛局達第1号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日北海道防衛局達第1号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日北海道防衛局達第1号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年3月21日北海道防衛局達第2号）（抄）

1 この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日北海道防衛局達第3号）

この達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月31日北海道防衛局達第2号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日北海道防衛局達第1号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日北海道防衛局達第1号）

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日北海道防衛局達第1号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日北海道防衛局達第3号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日北海道防衛局達第2号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日北海道防衛局達第2号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日北海道防衛局達第1号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月10日北海道防衛局達第12号)

この達は、地方防衛局の内部組織等に関する訓令の一部を改正する訓令（令和5年度防衛省訓令第71号）の施行の日から施行する。

附 則(令和5年8月10日北海道防衛局達第13号)

この達は、地方防衛局の内部組織等に関する訓令の一部を改正する訓令（令和5年度防衛省訓令第72号）の施行の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日北海道防衛局達第1号)

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

課（室）	区 分	職 務
総務課	課長補佐 (総括担当)	命を受けて、総務課の所掌事務全般について課長を助け、総務課の所掌事務を整理する。 。
	課長補佐 (総務、企画審査、 文書担当)	命を受けて、総務係長、企画審査係長及び文書係長を指揮監督し、その事務を整理する。 。
	課長補佐 (人事、厚生担当)	命を受けて、人事係長及び厚生係長を指揮監督し、その事務を整理する。
会計課	課長補佐 (総務、会計、管理 担当)	命を受けて、総務係長、会計係長及び管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (出納、審査担当)	命を受けて、出納係長及び審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
契約課	課長補佐	命を受けて、契約係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方 調整課	課長補佐	命を受けて、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方 調整課 基地 対策室	室長補佐 (基地対策第1担当)	命を受けて、基地対策第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。

	室長補佐 (基地対策第2担当)	命を受けて、基地対策第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方調整課 地方協力確保室	室長補佐	命を受けて、協力確保第1係長及び協力確保第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
周辺環境整備課	課長補佐 (施設対策、事業調整担当)	命を受けて、施設対策係長及び事業調整係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (障害防止、道路、調整交付金、再編交付金担当)	命を受けて、障害防止係長、道路係長、調整交付金係長及び再編交付金係長を指揮監督し、その事務を整理する。
防音対策課	課長補佐 (防音、移転措置担当)	命を受けて、防音係長及び移転措置係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (住宅防音担当)	命を受けて、住宅防音第1係長、住宅防音第2係長及び住宅防音第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
調達計画課	課長補佐 (総務、企画担当)	命を受けて、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	命を受けて、計画調整係長を指揮監督し、

	(計画調整担当)	その事務を整理する。
	課長補佐	課長の指定する事務を行う。
事業 監理課	課長補佐	命を受けて、施設情報管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
建築課	課長補佐	命を受けて、建築第1係長、建築第2係長、建築第3係長、建築第4係長及び建築第5係長を指揮監督し、その事務を整理する。
土木課	課長補佐	命を受けて、土木第1係長、土木第2係長、土木第3係長、土木第4係長及び土木第5係長を指揮監督し、その事務を整理する。
設備課	課長補佐	命を受けて、設備第1係長、設備第2係長、設備第3係長、設備第4係長、設備第5係長及び設備第6係長を指揮監督し、その事務を整理する。
業務課	課長補佐	命を受けて、総務係長及び漁業補償係長を指揮監督し、その事務を整理する。
業務課 調達 協力室	室長補佐	命を受けて、調達協力第1係長及び調達協力第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設 管理課	課長補佐 (行政財産管理担当)	命を受けて、行政財産管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	命を受けて、提供管理係長を指揮監督し、

	(提供管理担当)	その事務を整理する。
	課長補佐	命を受けて、施設管理課の所掌事務全般について課長を助け、施設管理課の所掌事務を整理する。
施設管理課 施設企画室	室長補佐 (施設企画第1担当)	命を受けて、施設企画第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐 (施設企画第2・第3担当)	命を受けて、施設企画第2係長及び施設企画第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設取得課	課長補佐	命を受けて、取得係長及び賃借契約係長を指揮監督し、その事務を整理する。

別表第2 (第2条関係)

課(室)	係	所掌事務
総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 機密に関すること。 2 北海道防衛局長、次長及び総務部長の官印並びに局印の保管に関すること。 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 4 電報の受信及び発信に関すること。 5 公文書類の審査及び進達に関すること。 6 渉外に関すること。 7 局議の招集及び記録に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務

	で他の所掌に属しないものに関する事。
企 画 審 査 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 北海道防衛局の所掌事務に関する総合調整に関する事。 2 北海道防衛局の機構及び定員並びに運営に関する企画及び立案に関する事。 3 北海道防衛局の事務能率の増進に関する事。 4 達等の審査に関する事。 5 北海道防衛局の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関する事。 6 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関する事。 7 北海道防衛局の行政の考査に関する事。 8 北海道防衛局の所掌事務に関する政策の評価に関する事。
文 書 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の公開に関する事。 2 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事。 3 広報に関する事。 4 図書収集整理及び利用に関する事。 5 北海道防衛局の保有する個人情報の保護に関する事。
人 事 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員及び地方防衛局に勤務を命ぜられた自衛官（以下「自衛官」という。）の服務及び規律に関する事。 2 職員の任用、補職、臨時的任用及び出向に関する事。

		<p>ること。</p> <p>3 職員の試験及び選考に関すること。</p> <p>4 自衛官の補職に関すること。</p> <p>5 職員の失職及び退職並びに分限免職に関すること。</p> <p>6 職員の休職及び復職並びに身分保障に関すること。</p> <p>7 職員の懲戒に関すること。</p> <p>8 自衛官の免職及び降任以外の懲戒に関すること。</p> <p>9 職員の初任給の決定及び昇給に関すること。</p> <p>10 前号に掲げるもののほか、職員及び自衛官の給与に関すること。</p> <p>11 人事の記録に関すること。</p> <p>12 職員及び自衛官の勤務評定に関すること。</p> <p>13 職員及び自衛官の教育訓練に関すること。</p> <p>14 職員及び自衛官の退職手当及び恩給に関すること。</p> <p>15 礼式及び表彰に関すること。</p> <p>16 職員の採用に関すること。</p>
	厚生係	<p>1 職員及び自衛官の福利厚生に関すること。</p> <p>2 職員及び自衛官の保健衛生に関すること。</p> <p>3 職員及び自衛官の安全保持に関すること。</p> <p>4 職員及び自衛官の公務災害補償に関すること。</p> <p>5 防衛省共済組合北海道防衛局支部に関すること。</p>
会計課	総務係	<p>1 会計課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 経費の予算に関すること。</p> <p>3 出納官吏並びに支出負担行為担当官、支出官及</p>

	<p>び資金前渡官吏に係る事務の一部を処理する職員 その他会計事務担当職員の任免に関する事 4 支出負担行為の確認及び支出負担行為差引簿に 関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、会計課の所掌事務 で他の所掌に属しないものに関する事。</p>
会 計 係	<p>1 資金前渡に関する事。 2 給与及び旅費の支給に関する事。 3 職員手当の支給に関する事。 4 総務部の所掌に属する契約の締結に関する事 (契約課の所掌に属する事務を除く。) 5 中小企業者の受注の機会を確保するための措置 に関する事。</p>
管 理 係	<p>1 物品の取得及び管理に関する事(業務課の所 掌に属するものを除く。) 2 庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産及び民 公有財産の取得及び管理に関する事。 3 庁舎及び職員(独立行政法人駐留軍等労働者労 務管理機構の職員を含む。)の宿舎の維持運営に 関すること。 4 庁舎の取締りに関すること。 5 庁舎及び職員の宿舎に係る国有資産等所在市町 村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条第1項 に規定する国有資産等所在市町村交付金(以下「 交付金」という。)に関する事に関する事。</p>
出 納 係	<p>1 経費及び収入の決算に関する事。 2 徴収簿及び支出決定簿に関する事。 3 経費の支払に関する事。 4 歳入歳出外現金の出納保管に関する事。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 5 歳入徴収官事務及び収入官吏事務に関すること。 6 債権の管理に関すること。
	審査係	<ul style="list-style-type: none"> 1 経費の支出負担行為に関する審査に関すること。 2 経費の繰越に関すること。
契約課	契約係	<ul style="list-style-type: none"> 1 契約課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 建設工事等の請負業者に関すること。 3 建設工事等の入札に関すること。 4 建設工事等に伴う契約に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。 5 前各号に掲げるもののほか、契約課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
地方調整課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 企画部長の官印の保管に関すること。 2 企画部の公文書類の接受及び配布に関すること。 3 企画部の人事の内申に関すること。 4 企画部の庁用品の供用に関すること。 5 企画部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、地方調整課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	企画係	<ul style="list-style-type: none"> 1 企画部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。 2 企画部の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 3 防衛施設周辺環境整備法第9条第1項の規定に

		<p>よる特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に関すること。</p> <p>4 企画部の所掌事務に関する不服の申出の処理に関すること。</p> <p>5 自衛隊の施設並びに条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域に関する統計に関すること。</p> <p>6 駐留軍再編特別措置法第4条第1項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第5条第1項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。</p> <p>7 駐留軍再編特別措置法第7条第1項の規定による再編関連振興特別地域の指定に関すること。</p> <p>8 駐留軍再編特別措置法第8条の規定による再編関連振興特別地域整備計画の作成及び再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p> <p>9 企画部の所掌事務に関する争訟に関すること。</p>
<p>地方調整課 基地対策室</p>	<p>基地対策 第1係</p>	<p>1 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。</p> <p>2 防衛省設置法（昭和29年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項第12号及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務のうち、各種事業を円滑に実施するための地元調整に係る施策に関すること。</p> <p>3 法第4条第1項第1号から第3号まで、第6号、第9号、第13号及び第14号に掲げる事務につい</p>

		<p>ての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関すること。</p> <p>(室長の指定する事項に限る。)</p>
	<p>基地対策 第 2 係</p>	<p>基地対策第 1 係の所掌事務に同じ。</p> <p>(室長の指定する事項に限る。)</p>
<p>地 方 調 整 課 地方協力 確 保 室</p>	<p>協力確保 第 1 係</p>	<p>1 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第 1 条に規定する武力攻撃事態等において実施する国民の保護のための措置等のうち北海道防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。</p> <p>2 法第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号、第 9 号、第 12 号から第 14 号まで及び第 19 号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。</p> <p>(室長の指定する事項に限る。)</p>
	<p>協力確保 第 2 係</p>	<p>協力確保第 1 係の所掌事務に同じ。</p> <p>(室長の指定する事項に限る。)</p>
<p>地 方 調 整 課 環 境 対 策 室</p>	<p>環 境 対 策 係</p>	<p>1 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる環境問題についての調査及び研究並びに当該環境問題に対する施策の企画及び立案に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域並びにその周辺地域における環境の保全についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること。</p>

		<p>3 環境の保全に関する技術に係る事項及び諸制度についての調査及び研究に関すること。</p>
<p>周辺環境 整備課</p>	<p>施設 対策係</p>	<p>1 周辺環境整備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項第5号の規定による障害防止工事の助成に関すること。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成に関すること（道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。</p> <p>4 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成及び防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成並びに自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、施設周辺整備統合事業費補助金に係るものに関すること。</p> <p>5 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。</p> <p>6 前4号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関すること。</p> <p>7 第2号の助成に係る者、第3号の助成に係る地方公共団体、第4号の助成に係る者、第5号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別の措置に係るものに対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p>

	<p>8 前各号に掲げるもののほか、周辺環境整備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p> <p>(第1号及び第8号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)</p>
<p>事業 調整係</p>	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成に関すること(道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。)</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関するもののうち前2号の措置に準ずるものに関すること。</p> <p>4 第1号の助成に係る地方公共団体、第2号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他援助に関すること。</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
<p>障害 防止係</p>	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成に関すること(施設対策係及び道路係の所掌に属する事務を除く。)</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設</p>

		<p>又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち前2号の措置に準ずるものに関すること。</p> <p>4 第1号の助成に係る者、第2号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他援助に関すること。</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
	<p>道 路 係</p>	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成のうち、道路（農業用施設及び林業用施設であるものを含む。次号において同じ。）に係るものに関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、道路に関すること。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに当該施設又は施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関すること。</p> <p>5 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、第1号から第3号までに掲げる事務についての措置に準ずるものに関</p>

		<p>すること。</p> <p>6 第1号の助成に係る者、第2号の助成に係る地方公共団体、第3号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に關すること。</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
	<p>調 整 交付金係</p>	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に關すること。</p> <p>2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に關し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に關すること。(障害防止係、道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。)</p> <p>3 前2号の交付に係る特定防衛施設関連市町村に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他援助に關すること。</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
<p>防 音 対 策 課</p>	<p>防 音 係</p>	<p>1 防音対策課の所掌事務に關する連絡調整に關すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第3条第2項の規定による障害防止工事の助成に關すること。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、音響による障害の緩和に資するために整備される施設(主な部分が建物であるものに限る。)に係るものに関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施</p>

		<p>設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前2号の措置に準ずるものに関すること。</p> <p>5 第2号の助成に係る者、第3号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、防音対策課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	<p>住宅防音 第1係</p>	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による第1種区域の指定、同法第5条第1項の規定による第2種区域の指定及び同法第6条第1項の規定による第3種区域の指定に関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による住宅の防音工事の助成に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、住宅の防音工事の助成に係るものに関すること。</p> <p>5 自衛隊又は駐留軍の砲撃を主とする射撃、爆撃</p>

		<p>その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響による障害の防止等に関する調査、研究及び資料の収集整理に関すること。</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
	住宅防音第 2 係	<p>住宅防音第 1 係の所掌事務に同じ。</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
	住宅防音第 3 係	<p>住宅防音第 1 係の所掌事務に同じ。</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
	移 転 措 置 係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第 5 条第 1 項の規定による移転等の補償、同条第 2 項の規定による土地の買入及び同条第 3 項の規定による公共施設の整備の助成に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。</p>
調 達 計 画 課	総 務 係	<p>1 調達部長の官印の保管に関すること。</p> <p>2 調達部の公文書類の接受及び配布に関すること。</p> <p>3 調達部の人事の内申に関すること。</p> <p>4 調達部の庁用品の供用に関すること。</p> <p>5 調達部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること (計画調整係の所掌に属する事務を除く。)</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、調達計画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>

	<p>企 画 係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調達部の所掌事務に係る総合的な企画及び立案に関すること。 2 調達部の所掌事務に係る連絡調整に関すること。 3 調達部の所掌事務に係る訴訟に関すること。 4 調達部の所掌事務に係る統計に関すること。
	<p>計 画 調 整 係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調達部の所掌事務に係る建設工事の実施の計画に関すること。 2 調達部の所掌事務に係る建設工事の業務実施計画に関する資料の取りまとめに関すること。
<p>事 業 監 理 課</p>	<p>施設情報 管 理 係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業監理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 自衛隊の施設の保全に関する情報の管理に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、事業監理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
<p>建 築 課</p>	<p>建 築 第 1 係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 建築工事費の積算に関すること。 3 建築工事の設計に関すること。 4 建築工事の施工の促進及び監督に関すること。 5 建築工事に関する調査及び研究に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、建築課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 <p>(第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)</p>

	建 築 第 2 係	建築第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）
	建 築 第 3 係	建築第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）
	建 築 第 4 係	建築第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）
	建 築 第 5 係	建築第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）
土 木 課	土 木 第 1 係	1 土木課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 土木工事費の積算に関すること。 3 土木工事の設計に関すること。 4 土木工事の施工の促進及び監督に関すること。 5 土木工事に関する調査及び研究に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、土木課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）
	土 木 第 2 係	土木第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）
	土 木	土木第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号及び第 6 号

	第 3 係	に掲げる事務を除く。)。。 (課長の指定する事項に限る。)
	土 木 第 4 係	土木第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号及び第 6 号 に掲げる事務を除く。)。。 (課長の指定する事項に限る。)
	土 木 第 5 係	土木第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号及び第 6 号 に掲げる事務を除く。)。。 (課長の指定する事項に限る。)
設 備 課	設 備 第 1 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備課の所掌事務に関する連絡調整に関するこ と。 2 電気又は機械設備工事若しくは通信工事費の積 算に関すること。 3 電気又は機械設備工事若しくは通信工事の設計 に関すること。 4 電気又は機械設備工事若しくは通信工事の施工 の促進及び監督に関すること。 5 電気又は機械設備工事若しくは通信工事に関す る調査及び研究に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、設備課の所掌事務 で他の所掌に属しないものに関すること。 (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指 定する事項に限る。)
	設 備 第 2 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号及び第 6 号 に掲げる事務を除く。)。。 (課長の指定する事項に限る。)
	設 備 第 3 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号及び第 6 号 に掲げる事務を除く。)。。

		(課長の指定する事項に限る。)
	設 備 第 4 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
	設 備 第 5 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
	設 備 第 6 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
業 務 課	総 務 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理部長の官印の保管に関する事。 2 管理部の公文書類の接受及び配布に関する事。 3 管理部の人事の内申に関する事。 4 管理部の庁用品の供用に関する事。 5 管理部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関する事。 6 管理部の所掌事務に関する連絡調整に関する事。 7 管理部の所掌事務に関する資料の収集整理並びに調査及び統計に関する事。 8 管理部の所掌事務に関する不服の申出の処理に関する事。 9 防衛施設地方審議会に関する事。 10 漁業補償係の所掌事務に同じ。(課長の指定する事項に限る。) 11 前各号に掲げるもののほか、業務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

	<p>漁業 補償係</p>	<p>1 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条第1項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号）第1条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。</p> <p>2 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）第14条第1項の規定による損失の補償に関すること。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第13条第1項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和28年法律第246号）第1条第1項の規定による損失の補償に関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。</p> <p>5 自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における損失の補償、利得の求償及び原状回復（道路に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>6 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償のうち、使用期間中に行うもの（道路に係るものを除く。）に関すること。</p>
<p>業務課</p>	<p>調達協力</p>	<p>1 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管</p>

第 1 係

- 理及び処分に関すること。
- 2 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。
 - 3 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。
 - 4 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号）の規定に基づく賠償金、補償金及び見舞金の支給に関すること。
 - 5 日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和29年総理府令第61号）の規定に基づく補償金、慰しや料及び見舞金の支給に関すること。
 - 6 駐留軍の航空機事故等に起因する捜索救難作業等のために提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関すること。
 - 7 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）第18条第5項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。
 - 8 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求

		<p>についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第27号）第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。</p> <p>9 駐留軍による物品及び役務（労務を除く。）の調達に関する調査並びに当該調達についての協力に関すること。</p> <p>10 連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和36年法律第215号）の規定による給付金の支給に関すること。</p> <p>11 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関すること。</p> <p>12 北海道防衛局の職員の行為又は施設に係る損害賠償に関すること。 (室長の指定する事項に限る。)</p>
	<p>調達協力 第2係</p>	<p>調達協力第1係の所掌事務に同じ。 (室長の指定する事項に限る。)</p>
<p>施設 管理課</p>	<p>行政財産 管理係</p>	<p>1 施設管理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設に供される行政財産（庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産を除く。以下同じ。）の管理に関する事務の総括に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に関すること。</p>

		<p>4 自衛隊の施設に供される行政財産及び駐留軍の使用に供される施設及び区域の境界の確定に関すること。</p> <p>5 下水道負担金事務に関すること。</p> <p>6 他の各省各庁の長の所管する国有財産を自衛隊が使用することに関すること。（課長の指定する事項に限る。）</p> <p>7 自衛隊の施設に供される行政財産に係る国有財産台帳及び図面並びに計算書及び報告書に関すること。</p> <p>8 供用事務担当官に対する行政財産の増減及び異動の通知に関すること。</p> <p>9 自衛隊の施設及び防衛施設周辺環境整備法第6条の規定による行政財産に係る交付金に関する事務に関すること。（会計課の所掌に属するものを除く。）</p> <p>10 前各号に掲げるもののほか、施設管理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。（課長の指定する事項に限る。）</p>
	<p>提 供 管 理 係</p>	<p>1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に関すること（課長の指定する事項に限る。）。</p> <p>2 自衛隊の施設の取得並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定後、自衛隊又は駐留軍の使用に供されるまでの間における利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉に関すること。</p> <p>3 土地等調書の作成に関すること。</p> <p>4 駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する調査(駐留軍との共同調査を含む。)及び記録に関すること。</p> <p>5 駐留軍の使用に供する施設及び区域の駐留軍へ</p>

		<p>の引渡しに関すること。</p> <p>6 自衛隊の施設並びに駐留軍に提供した施設及び区域の権利者への返還に関すること。</p> <p>7 駐留軍の使用に供する施設及び区域を他の者に使用させることに関すること。</p> <p>8 駐留軍の使用に供する普通財産で国有財産法（昭和23年法律第73号）第8条第1項ただし書の規定に該当するものの管理並びに取りこわし及び取りこわし条件付売払いに関すること（当該普通財産のある土地の返還後における当該土地の権利者の使用不能に対する補償に関する事務を含む。）。</p> <p>9 駐留軍の使用に供する国有財産について使用の承認を受けること及び当該使用の承認を受けた国有財産の管理に関すること（第7号に掲げる事務を除く。）。</p> <p>10 駐留軍の使用に供した民公有地上に所在する国有財産の利用のあつせんに関すること。</p> <p>11 防衛施設周辺環境整備法第6条の規定による緑地帯の整備等に関すること（防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。</p> <p>12 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産の管理に関すること。</p> <p>13 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域内における緑地帯の整備に関すること。</p> <p>14 他の各省各庁の長の所管する国有財産を自衛隊が使用することに関すること。（課長の指定する事項に限る。）</p>
<p>施設 管理課</p>	<p>施設企画 第1係</p>	<p>1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に伴い生ずる諸問題についての調査及び</p>

施設 企画室		<p>研究に関すること。</p> <p>2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。</p> <p>3 前2号の諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。 (室長の指定する事項に限る。)</p>
	施設企画 第2係	<p>施設企画第1係の所掌事務に同じ。 (室長の指定する事項に限る。)</p>
	施設企画 第3係	<p>施設企画第1係の所掌事務に同じ。 (室長の指定する事項に限る。)</p>
施設 取得課	取得係	<p>1 施設取得課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入並びに使用及び収用に関すること (総務課の所掌に関する事務を除く。)</p> <p>3 自衛隊又は駐留軍の使用前に自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域を測量及び調査する場合における補償に関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う移転料等の支払(支払に代わる工事を含む。)に関すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、施設取得課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	賃借 契約係	<p>1 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借に関すること。</p>

		<p>2 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の使用貸借に関すること。</p> <p>3 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における補償に関すること。</p>
--	--	--

別表第3（第3条関係）

課（室）	区 分	職 務
総務課	課長補佐 （総務、経理担当）	命を受けて、総務係長及び経理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （契約、契約審査担当）	命を受けて、契約係長及び契約審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設課	課長補佐	命を受けて、施設係長及び施設企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
建設課	課長補佐 （建築、設備担当）	命を受けて、建築第1係長、建築第2係長、設備第1係長、設備第2係長及び設備第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （土木担当）	命を受けて、土木係長を指揮監督し、その事務を整理する。

別表第4（第4条関係）

課	係	所 掌 事 務
総務課	総務係	1 地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号

		<p>。以下「規則」という。) 第51条第1項第1号から第16号まで及び第23号から第27号までに関する こと。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で 他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	経 理 係	<p>1 規則第51条第1項第17号から第21号までに関する こと。</p> <p>2 資金前渡に関すること。</p>
	契 約 係	<p>1 建設工事等の請負業者に関すること。</p> <p>2 建設工事等の入札に関すること（契約審査係の 所掌に属する事務を除く。）。</p> <p>3 建設工事等に伴う契約に関すること（契約審査 係の所掌に属するものを除く。）。</p>
	契 約 審 査 係	<p>1 建設工事等の入札に係る審査に関すること。</p> <p>2 建設工事等に伴う契約に係る審査に関すること 。</p>
施 設 課	施 設 係	<p>1 施設課の所掌事務に関する連絡調整に関するこ と。</p> <p>2 規則第53条第1号から第4号までに関すること 。</p> <p>3 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設 及び区域の運用に資するための国有財産に係る交 付金に関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設 及び区域の賃貸借及び使用貸借に関すること</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、施設課の所掌事務 で他の所掌に属しないものに関すること。</p>

	施設 企画係	<p>1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。</p> <p>2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。</p> <p>3 前2号の諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。</p>
建設課	建築 第1係	<p>1 建設課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 規則第59条各号に掲げる事務で建築工事に関すること。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、建設課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (第1号及び第3号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)</p>
	建築 第2係	<p>建築第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第3号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
	設備 第1係	<p>規則第59条各号に掲げる事務で設備工事に関すること。 (課長の指定する事項に限る。)</p>
	設備 第2係	<p>設備第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)</p>
	設備 第3係	<p>設備第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)</p>

	土木係	規則第59条各号に掲げる事務で土木工事に関する こと。
建設 計画官	計画 調整係	1 規則第64条第1項各号に関する こと。 2 前号に掲げるもののほか、建設 計画官の所掌事務で他の所掌に 属しないものに関する こと。

別表第5（第5条関係）

係	所掌事務
業務係	1 地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成25年防衛省訓令第32号。以下「内部組織訓令」という。）第209条第1項第1号、第6号から第13号まで及び同条第2項に掲げる事務に関する こと。 2 前号に掲げるもののほか、千歳防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する こと。
施設係	内部組織訓令第209条第1項第2号から第5号まで及び第14号から第20号までに掲げる事務に関する こと。